

可児市自動車等の放置の防止及び処理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自動車等の放置の防止及び放置自動車等の適正な処理に関し必要な事項を定め、安心、安全で快適な地域の実現を目指し、市民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 放置 自動車等が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外に、10日以上にわたり置かれている状態をいう。
- (3) 公共の場所 市が所有し、又は管理する道路、公園、河川、市営住宅その他土地及び建物をいう。
- (4) 放置自動車等 公共の場所に放置されている自動車等をいう。
- (5) 事業者等 自動車等の製造、輸入、販売、整備、賃貸、解体等を業として行う者及びそれらのものの団体をいう。
- (6) 所有者等 自動車等の所有権、占有権若しくは使用权を現に有する者又は最後に有した者及び自動車等を放置した者又は放置させた者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、自動車等の放置の防止及び放置自動車等の適正な処理に関する必要な施策の実施に努めなければならない。

(事業者等の協力)

第4条 事業者等は、自動車等が放置されることのないよう適切な措置を講ずるとともに、市が実施する自動車等の放置の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民等の協力)

第5条 市民及び市の区域内において自動車等を所有し、又は使用する者は、市が実施する自動車等の放置の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の協力)

第6条 土地を所有し、占用し、又は管理する者は、その土地に自動車等が放置されることのないよう適切な管理を行うとともに、市が実施する自動車等の放置の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自動車等の放置の禁止)

第7条 何人も、正当な理由なく自動車等を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(通報等)

第8条 放置自動車等とみられるものを発見した者は、その旨を市長に通報するよう努め

なければならない。

2 市長は、前項の規定による通報を受けた場合において必要があると認めるときは、関係機関にその内容を通報する等適切な措置を講ずるものとする。

(調査)

第9条 市長は、前条第1項の規定による通報があったときその他必要があると認めるときは、職員に当該自動車等の状況、所有者等その他必要な事項を調査させるものとする。

2 前項の規定による調査を実施する職員(以下「調査職員」という。)は、その身分を示す証明書を携帯し、要求があったときは、関係者にこれを提示しなければならない。

(立入調査)

第10条 市長は、前条第1項の規定による調査を実施する場合において、車外からの調査では所有者等が判明しないときは、その目的を達成するために必要な最小限度において、調査職員に当該自動車等の車内等を調査させることができる。

2 前項の規定による調査を行う場合において、当該自動車等が施錠されているときは、必要と認める場合に限り、調査職員に施錠を解除させることができる。

(警告)

第11条 前2条の規定による調査の結果、当該自動車等が放置自動車等であると判明した場合は、市長は、その所有者等に自主撤去を指導するために、当該放置自動車等に警告書を貼り付けるものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の放置自動車等に関し安全対策を講じるものとする。

(勧告)

第12条 市長は、放置自動車等の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その放置自動車等を撤去するよう勧告することができる。

(撤去命令)

第13条 市長は、所有者等が前条の規定による勧告を受け、当該勧告がなされた日から起算して30日を経過した日までに当該勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定めてその放置自動車等を撤去するよう命ずることができる。

(放置自動車等の移動及び保管)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、放置自動車等を移動し、及び保管することができる。

(1) 所有者等が前条の規定による命令に従わないとき。

(2) 第9条の規定による調査の結果、生活環境若しくは自然環境の保全、通行人、一般車両等の安全確保若しくは当該公共の場所の管理者の業務執行に著しく支障を生じ、又は生ずるおそれがあり、市長が緊急に放置自動車等の撤去が必要と判断したとき。

(3) 第11条第1項の警告書を貼り付けた日から起算して60日を経過しても、放置自動車等の所有者等が判明しなかったとき又は所有者等は判明したが住所、居所その他連絡先が不明で連絡が取れないとき。

2 市長は、前項の規定により放置自動車等を移動し、及び保管した場合において、当該放置自動車等の所有者等及び当該所有者等の住所、居所その他連絡先が判明しているときは、当該放置自動車等の所有者等に対し、当該放置自動車等を移動し、及び保管した

旨を通知しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により放置自動車等を移動し、及び保管した場合において、当該放置自動車等の所有者等が判明していないとき又は所有者等は判明しているが住所、居所その他連絡先が不明で連絡が取れないときは、その放置されていた場所に当該放置自動車等を移動し、及び保管した旨並びに期限を定めて引取りを促す内容を標示するとともに、告示しなければならない。ただし、当該場所にその標示をすることが困難であると認めるときは、告示のみを行うものとする。

(引取通知)

第15条 市長は、保管している放置自動車等の所有者等及び当該所有者等の住所、居所その他連絡先が当該放置自動車等の保管中に判明したときは、その所有者等に対し、相当の期限を定めて当該放置自動車等を引き取るよう通知するものとする。

(放置自動車等認定委員会)

第16条 自動車等の放置の防止、放置自動車等の廃棄物の判定その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査、審査、判定等を行うため、可児市放置自動車等認定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員6人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者、自動車等について専門の知識を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(廃棄物の認定)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の判定を経て、放置自動車等を廃棄物として認定することができる。

- (1) 所有者等が第13条の命令に従わないとき。
- (2) 第14条第1項第2号の規定により放置自動車等を移動し、及び保管した場合において、その日から起算して60日を経過しても、放置自動車等の所有者等が判明しなかったとき又は所有者等は判明したが住所、居所その他連絡先が不明で連絡がとれないとき。
- (3) 第14条第1項第3号の規定に該当するとき。
- (4) 第15条の規定による通知を行ったにもかかわらず、期限までに放置自動車等の引取りがなされないとき。

- 2 市長は、前項の認定を行おうとする場合は、前項第1号及び第4号の規定に該当するときは除き、あらかじめその旨を告示しなければならない。

第18条 市長は、放置自動車等が別表の基準に該当すると認められるときは、前条第1項各号に掲げるときにかかわらず、当該放置自動車等を廃棄物として認定することができる。この場合において、市長は、委員会の判定を経ないで、廃棄物の認定をすることができる。

- 2 市長は、前項の認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(処分)

第19条 市長は、第17条第1項の規定により放置自動車等を廃棄物として認定した場合又

は前条第2項の規定により告示をした日から起算して15日を経過した場合は、これを処分することができる。

2 委員会が、放置自動車等を廃棄物として判定しなかったときは、市長は、所有者等に当該放置自動車等の引取りを促すため、必要な事項を告示しなければならない。

3 市長は、前項の規定による告示の日から起算して6月を経過しても、所有者等が放置自動車等の引取りに応じないとき又は放置自動車等の所有者等若しくは所有者等の住所、居所その他連絡先が判明しないときは、当該放置自動車等を廃棄物とみなして処分することができる。

(費用の請求)

第20条 市長は、前条の規定により放置自動車等を処分したときは、その所有者等に対し、当該放置自動車等の移動、保管及び処分に要した費用を請求することができる。

2 市長は、移動し、及び保管している放置自動車等の所有者等が当該放置自動車等を引き取ろうとするときは、その者に対し、移動及び保管に要した費用を請求することができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第22条 第13条の規定による命令を受けたにもかかわらず、市長が定めた期限までに放置自動車等を撤去しなかった者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

(過料)

第24条 第7条の規定に違反し、公共の場所に自動車等を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

平成17年6月22日公布

別表(第 18 条関係)

放置自動車等の廃棄物認定基準

- 1 自動車等がその本来の機能を失っている場合
自動車等の内燃機関、トランスミッション、ハンドル、タイヤ、バッテリー、座席等自動車等の走行に必要な装置の主要な部分が破損若しくは腐食し、又は取り外されている場合
- 2 自動車等がその本来の機能を失っていない場合
 - (1) 所有者等が当該自動車等を再び自動車等として用いる意思がないことを確認した場合
 - (2) 所有者等又は所有者等の住所、居所その他連絡先が判明しないため、その意思の確認ができない場合であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 自動車登録番号標が取り外され、かつ、車台番号が削られているもの
 - ロ 自動車登録番号標が取り外され、かつ、1月以上放置されているもの
 - ハ 抹消登録がなされ、かつ、1月以上放置されているもの
 - ニ 放置されている場所、期間、自動車等の外見的状态その他状況から判断して、特に所有者等の廃棄の意思を推定させるもの